

1. 児童福祉施設等専門部会で審議をいただく理由

- ・ 国は、全ての子ども・子育て家庭への支援の拡充のため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）を創設しました。
- ・ 令和7年度以降に「こども誰でも通園制度」を実施する市町村においては、同事業に係る設備及び運営の基準（以下「認可基準」）を条例で定める必要があります。 ※令和7年第1回定例市議会にて条例案を提出予定
- ・ 改正後の児童福祉法では、市町村が実施事業者の認可をしようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議に意見を聴くこととされており、この点が「旭川市児童福祉施設等専門部会」において、協議させていただく事項となります。
- ・ 今回は認可の際の基準を定める条例案について審議していただき、次回は個別施設の認可について、審議させていただく予定です。

2. 審議していただく事項

- ・ 条例で基準を定めるに当たり、主に乳児等通園支援事業を利用する乳児等の処遇に関する事項について、旭川市が「国基準に上乗せする事項」及び「国基準のまま定める事項」が妥当かどうかについて審議をお願いします。

3. 基本的な考え方

当事業の実施区分は「一般型」と「余裕活用品」の2つに定義され、適用する基準は次のとおりです。

「一般型」

余裕活用品以外の事業をいい、今回定める認可基準を適用する。

「余裕活用品型」

保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設等の利用定員が総数に満たない場合（いわゆる「定員割れ」の状態）であって、もとの定員の範囲内で乳児等通園支援事業を実施することをいう。このとき、事業を実施する施設又は事業所の基準を適用する。

つきましては、今回は一般型乳児等通園支援事業の認可基準についての審議をお願いします。

旭川市における認可基準を定めるにあたっての「基本的な考え方」は次のとおりです。

- 1 旭川市が条例で定める認可基準は、国が示す基準を基本とし、国基準を下回る基準を定めないことを考えています。
- 2 保育の質を確保するために必要と判断される表（次ページ）の項目は、国基準に上乗せした基準を定めることを考えています。
- 3 表（次ページ）の「上乗せ」を示した項目以外については、国基準のまま定めることを考えています。

議題3 旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

一般型乳児等通園支援事業の認可基準（案） 主な基準

基準の種類	項目	区分	国基準（令和7年内閣府令1号）	旭川市条例案	上乗せの有無	上乗せ理由等
面積基準	乳児室の面積	参 酌 す べ き 基 準	0・1歳児×1.65㎡	0・1歳児×3.3㎡	上乗せ有	保育所等に係る基準と同じ （子どもの安全確保の観点から本市保育所等の基準と同等とする。また、余裕活用型（＝保育所等の基準）との不一致により支障が生じることを避けるため。）
	ほふく室の面積		0・1歳児×3.3㎡	0・1歳児×3.3㎡	無（国基準と同じ）	※保育所等に係る基準と同じ
	保育室・遊戯室の面積		2歳児×1.98㎡	2歳児×1.98㎡	無（国基準と同じ）	※保育所等に係る基準と同じ
職員	配置基準	従 う べ き 基 準	0歳児3人につき1人以上 1・2歳児6人につき1人以上	0歳児3人につき1人以上 1・2歳児6人につき1人以上	無（国基準と同じ）	※保育所等に係る基準と同じ
	乳児等通園支援従事者		保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者	保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者	無（国基準と同じ）	※保育所等に係る基準と同じ
	有資格者数		乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士	乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士	無（国基準と同じ）	※保育所等に係る基準と同じ

議題3 旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

【参考】認可基準の項目（内閣府令との比較）

内閣府令	旭川市条例案		上乗せ内容
	A：従うべき基準 B：参酌すべき基準	○：国基準どおり ★：上乗せあり	
第1条 趣旨	－	－	
第2条 最低基準の目的	－	－	
第3条 最低基準の向上	B	○	
第4条 最低基準と乳児等通園支援事業者	B	○	
第5条 乳児等通園支援事業者の一般原則	B	○	
第6条 乳児等通園支援事業者と非常災害対策	B	○	
第7条 安全計画の策定等	A	○	
第8条 自動車を運行する場合の所在の確認	A	○	
第9条 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件	B	○	
第10条 乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等	B	○	
第11条 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	A	○	
第12条 利用乳幼児を平等に取り扱う原則	A	○	
第13条 虐待等の防止	A	○	
第14条 衛生管理等	B	○	
第15条 食事	A	○	
第16条 乳児等通園支援事業所内部の規程	B	○	
第17条 乳児等通園支援事業所に備える帳簿	B	○	
第18条 秘密保持等	A	○	
第19条 苦情への対応	B	○	
第20条 乳児等通園支援事業の区分	A	○	
第21条 設備の基準	A（調理設備に係る部分） B（その他の基準）	★	乳児室の面積に関すること
第22条 職員	A	○	
第23条 乳児等通園支援の内容	A	○	
第24条 保護者との連絡	A	○	
第25条 設備及び職員の基準（※）	A	○	
第26条 準用	A	－	
第27条 電磁的記録	B	○	

※内閣府令第25条について

当事業の実施区分は府令第20条において「一般型」と「余裕活用型」の2つに定義される。余裕活用型とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設等の利用定員が総数に満たない場合（いわゆる「定員割れ」の状態）であって、もとの定員の範囲内で乳児等通園支援事業を実施することである。余裕活用型については、府令第25条において「余裕活用型で事業を実施する場合、実施する施設又は事業所の基準を適用すること」を定めている。例えば、旭川市の認可保育所で余裕活用型で実施する場合には、既の上表のように乳児室面積に関する上乗せ基準が適用されているため、結果的に当事業においても国を上回る基準が適用されることとなる。なお、一般型とは余裕活用型以外の事業をいう。